

(お知らせ)

7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による 運転上の制限の逸脱からの復帰について（公表区分Ⅱ）

2025年1月14日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025年1月14日午前10時18分頃、5号機の緊急時対策所に設置している衛星電話設備（常設）5台の通信確認をしていたところ、1台が不調であることを確認しました。

その後、調査を行い、午前10時55分に使用出来ないことを確認したことから、同時刻に7号機原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限*から逸脱したと判断しました。

このため、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午前11時16分に確認しました。

（2025年1月14日お知らせ済み）

調査の結果、衛星電話端末の不具合が確認されたため、予備品と交換しました。本日、機能確認が出来たことから、午後5時20分に運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。引き続き、不具合が発生した原因については調査をまいります。

*保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、合計5台が動作可能であることとしている。なお、通信設備であるため、使用済燃料プールや原子炉の冷却に影響するものではない。

以上